





## はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養<sup>かん</sup>に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり<sup>もり</sup>等<sup>り</sup>の面で高まっており、特に、地球温暖化の防止や生物多様性の保全については国有林への期待が大きくなっている。

また、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているとともに、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、民有林とより緊密な連携を図りつつ、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導及びサポート、木材の安定供給体制の構築に係る事業等をより一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計による企業的な事業運営から一般会計において実施する事業運営に移行した。

この間、国際的には、平成27年に気候変動枠組条約第21回締約国会議において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、森林等の吸収源については、温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫の保全・強化が位置付けられた。

また、同年には、国連において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に、「持続可能な開発目標」(SDGs)が掲げられ、その達成に向け、我が国においても、持続可能な開発目標(SDGs)実施指針において、持続可能な森林経営の推進に取り組むこととされた。

さらに、平成28年には、生物多様性条約第13回締約国会議において、生物多様性の保全と持続可能な利用を農林水産業等において主流化し、愛知目標等の達成に向けた取組を強化する「カンクン宣言」が採択されたところである。

加えて、我が国では、多くの森林が利用可能な段階を迎える中で、民有林においては、森林の経営管理の集約化が喫緊の課題となっており、林業経営の効率化や森林の管理の適正化の一体的な促進を図るため、市町村が森林所有者から森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者(経営管理実施権の設定を受けた民間事業者をいう。)に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を推進するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う森林経営管理制度が平成31年度から導入された。あわせて、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。

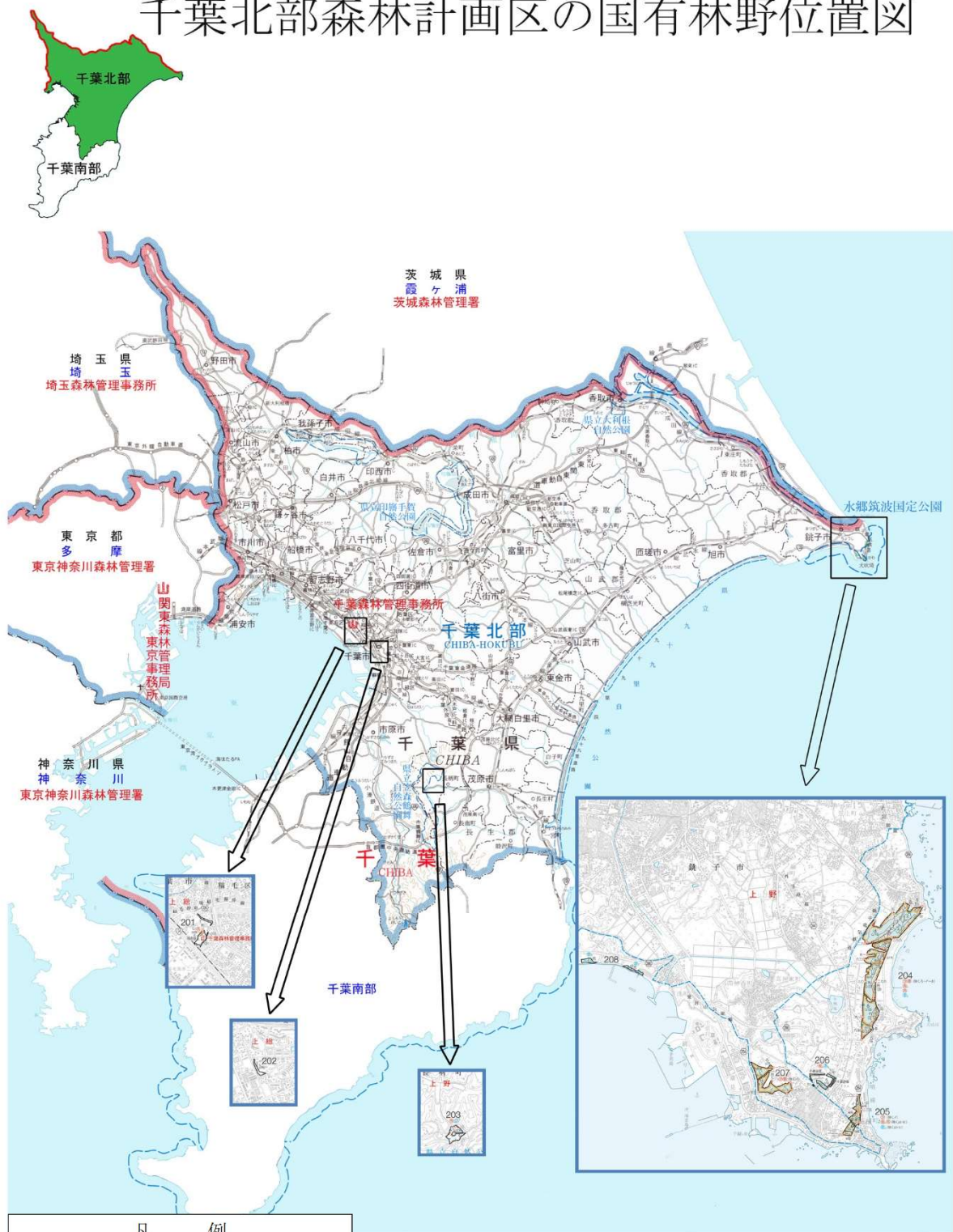
これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対す

る国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業の再生の実現に向け貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、このような国有林野全体を取り巻く状況を踏まえ、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進するとともに、各々の課題に国有林として率先して取り組むため、今後5年間の千葉北部森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

具体的な取組の実施に当たっては、地域住民の理解と協力を得ながら、関係する国の地方部局、地方公共団体等の行政機関とも一層の連携を図りつつ、この計画に基づいて適切な管理経営を行うこととする。

# 千葉北部森林計画区の国有林野位置図



凡 例	
	森林管理署等界
	森林計画区界
	国 有 林
	森林管理事務所
	森 林 事 務 所

## 目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
① 森林計画区の概況	1
② 国有林野の管理経営の現状及び評価	1
ア 計画区内の国有林野の現況	1
イ 主要施策に関する評価	4
(ア) 伐採量	4
(イ) 更新量	4
③ 持続可能な森林経営の実施方向	4
ア 生物多様性の保全	4
イ 森林生態系の健全性と活力の維持	5
ウ 土壌及び水資源の保全と維持等	5
エ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	5
オ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	5
カ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	5
④ 政策課題への対応	6
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	7
① 機能類型毎の管理経営の方向	7
ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプ に関する事項	9
(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア	9
(イ) 気象害防備エリア	9
② 地域ごとの機能類型の方向	10
ア 銚子地域	10
イ 千葉地域	11
ウ 長柄地域	11
(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	11
① 先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証と普及	11
② 林業経営体の育成	11
③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進	12
④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援	12
(4) 主要事業の実施に関する事項	12
① 伐採総量	12
② 更新総量	12
③ 保育総量	12
④ 林道等の開設及び改良の総量	13

2	国有林野の維持及び保存に関する事項	13
(1)	巡視に関する事項	13
①	林野火災防止等の森林保全管理	13
②	境界の保全管理	13
③	入林マナーの普及・啓発	13
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	13
(3)	特に保護を図るべき森林に関する事項	14
①	保護林	14
②	緑の回廊	14
(4)	その他必要な事項	14
①	野生動物等による被害に関する事項	14
②	希少猛禽類の生息に関する事項	14
③	希少猛禽類の生息に関する事項	14
3	林産物の供給に関する事項	14
(1)	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	14
(2)	その他必要な事項	14
4	国有林野の活用に関する事項	15
(1)	国有林野の活用の推進方針	15
(2)	国有林野の活用の具体的手法	15
(3)	その他必要な事項	15
5	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備 及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	16
(1)	公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	16
6	国民の参加による森林の整備に関する事項	16
(1)	国民参加の森林づくりに関する事項	16
①	多様な活動の森	16
(2)	分収林に関する事項	16
(3)	その他必要な事項	17
7	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	17
(1)	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	17
①	林業技術の開発	17
②	林業技術の指導・普及	17
(2)	地域の振興に関する事項	17
	森林の管理経営の指針	別冊

## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の管理経営の基本方針

#### ① 森林計画区の概況

本計画の対象は、千葉県北部に位置し、利根川広域流域に属する千葉北部森林計画区内の国有林野約 44ha であり、当計画区の森林面積の 0.07% と僅少である。

当計画区は、千葉県北部一帯を占める広大な下総台地と海岸平野である九十九里平野からなり、平坦面を主体とする地形構成となっている。下総台地の中央部から北部は平野をなしているが、南部の房総半島中央部は小さな起伏に富んだ複雑な地形を呈している。

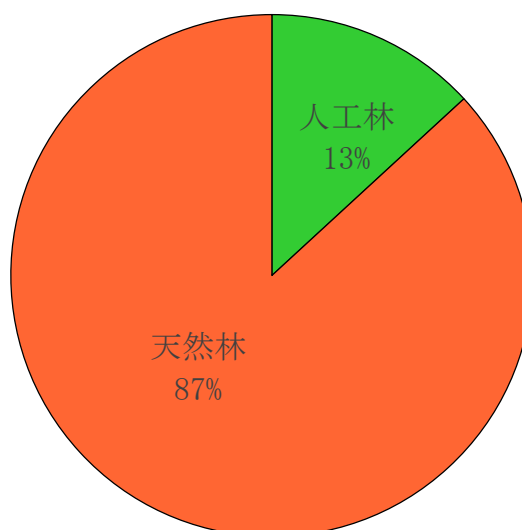
当計画区の国有林野は、主に銚子市犬吠埼の一角に位置し、そのほとんどが海岸防災林であり、88% が防風及び潮害防備保安林に指定されている。この海岸防災林は、背後に広がる住宅や農地を強風や潮害などから守るため、重要な役割を担っているとともに、保健保安林、水郷筑波国定公園、犬吠埼風致地区に指定されており、林内に整備された遊歩道は、地元市民を中心に保健休養の場として利用されている。また、銚子市の利根川河口部から犬吠埼の南に位置する長崎鼻までの沿岸部及び国有林野を含む周辺の森林は、渡り鳥の集団渡来地を保護するため、銚子鳥獣保護区に指定されており、貴重な自然環境を維持することが求められている。

#### ② 国有林野の管理経営の現状及び評価

##### ア 計画区内の国有林野の現況

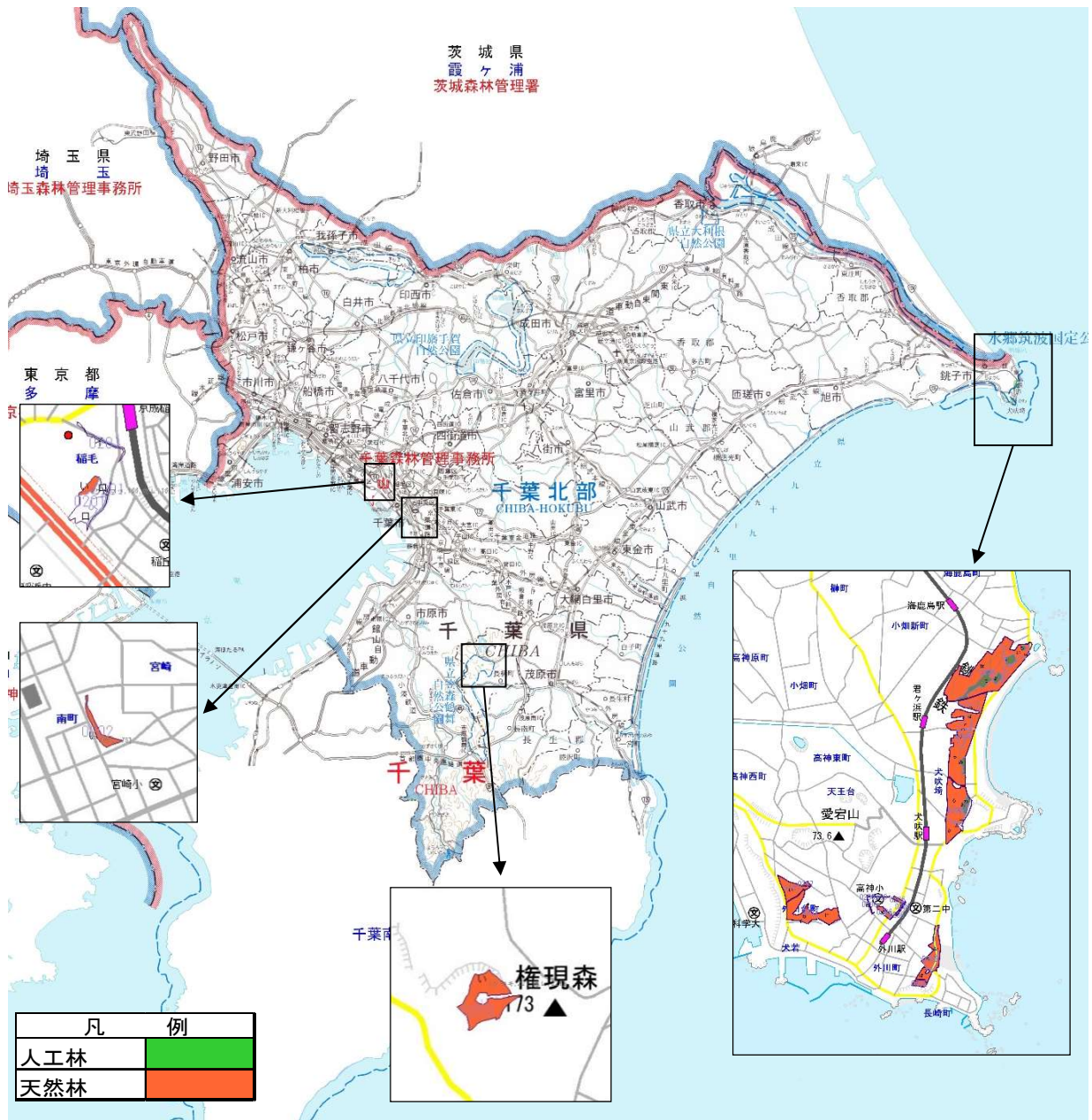
当計画区の森林の現況（令和 4 年 3 月 31 日時点）は、クロマツを主とする人工林が 13%（5ha）、タブノキを主とする天然林が 87%（36ha）となっている。

（図－1、図－2 参照）



図－1 人工林、天然林の区分（面積比）





図－2 人工林、天然林の分布状況

主な樹種別の材積を見ると、針葉樹ではクロマツ 1.3 千 m<sup>3</sup>、広葉樹ではタブノキ 2.8 千 m<sup>3</sup>となっている。(図-3 参照)

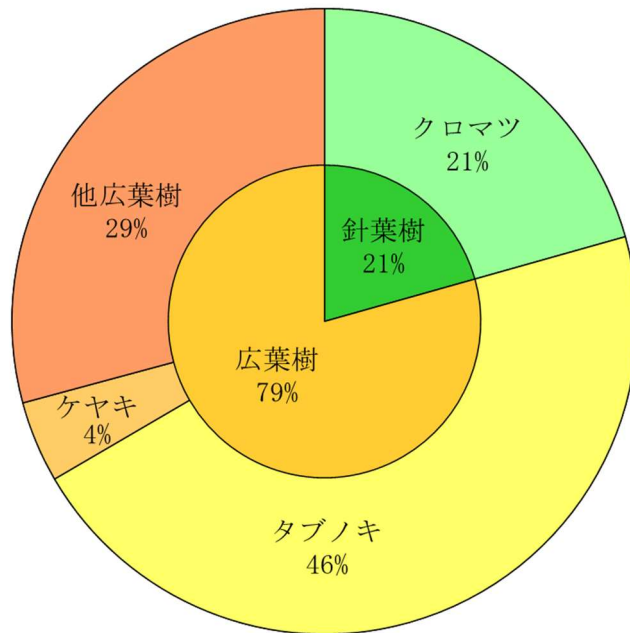


図-3 主な樹種構成 (材積比)

人工林の齢級構成について見ると、1～4 齢級の若齢林分が 22%、5～8 齢級が 30%、9 齢級以上が 48%となっている。(図-4 参照)

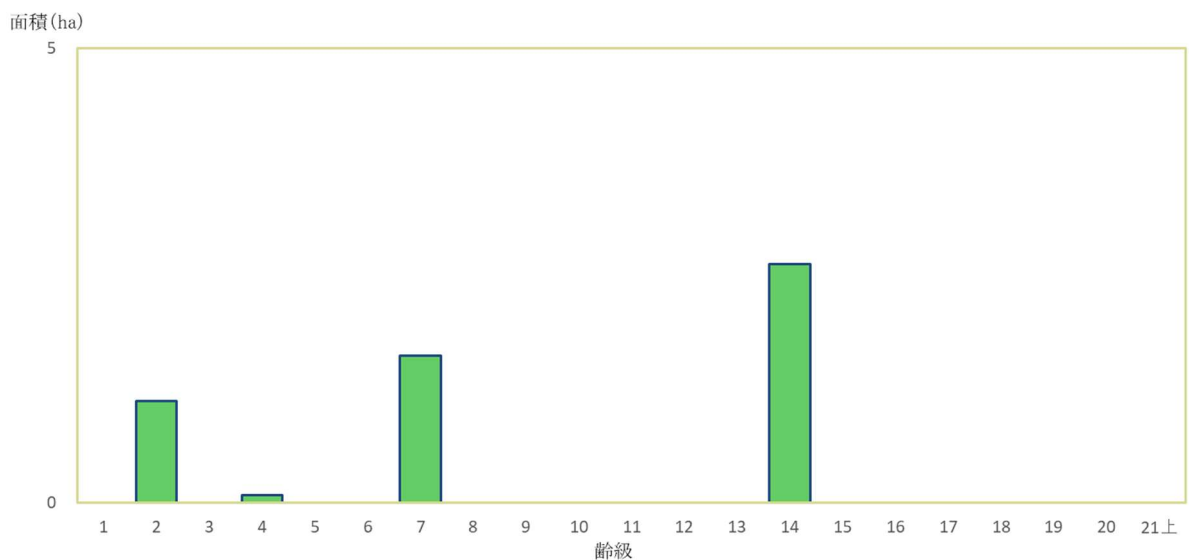


図-4 人工林の齢級構成

## イ 主要施策に関する評価

第5次地域管理経営計画（平成30年度～令和4年度）における当計画区での主な計画と実施結果は次のとおりとなっている（令和4年度は、実行予定を計上した）。

### （ア）伐採量

松くい虫の被害対策として主伐を見込んで計画していたが、松くい虫の被害木が単木かつ分散していたことから、主伐による更新が発生せず、間伐として実行した。

（単位：m<sup>3</sup>）

区 分	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	1,000	— (—)	—	91 (—)

- （注） 1 間伐欄の（ ）は、間伐面積（ha）。  
2 前計画の臨時伐採量は、主伐に含めた。

### （イ）更新量

該当なし。

## ③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林<sup>もり</sup>」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、地域住民の方々の意見を聴き、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくとともに、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととする。

また、持続可能な森林経営については、我が国はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で国全体として客観的に評価するため7基準（54指標）が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針は次のとおりである。

### ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、森林病虫害の防除の推進等により森林の健全性を確保するとともに、希少な野生生物が生育・生息する森林について適切に保護するほか、防除を行う場合でも適切な配慮を行うこととする。

また、人工林の針広混交林化、広葉樹林化、野生生物の生育・生息地や溪畔周辺の保全・復元など生物多様性の維持・向上に取り組むこととする。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 鳥獣保護区等に配慮した松くい虫防除対策の継続実施
- ・ クロマツと広葉樹との組み合わせによる海岸防災林の針広混交林化

## イ 森林生態系の健全性と活力の維持

外的要因による森林の劣化を防ぐため、野生鳥獣や森林病虫害による被害の防止、林野火災等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行うこととする。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 海岸防災林のクロマツ林などの保全のための、松くい虫防除対策の継続実施
- ・ 林野火災を防止するための巡視

## ウ 土壌及び水資源の保全と維持等

侵食等から森林を守り、森林が育む水源の涵養<sup>かん</sup>のための森林整備、台風等により被害を受けた森林の整備・復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全・整備を行うこととする。

伐採に当たっては伐採跡地が連続することがないように留意し、裸地状態となる期間の短縮を推進することとする。

## エ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させることとする。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 保安林の適切な保全・管理
- ・ 松くい虫被害により疎林化した森林の早期回復
- ・ エリートツリー等から生産された優良種苗の導入

## オ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア活動、環境教育等、森林と人とのふれあいの場の提供や森林施業に関する技術開発等に取り組むこととする。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ 国民参加の森林<sup>もり</sup>づくりの推進
- ・ 森林環境教育の推進

## カ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

上記ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林<sup>もり</sup>」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握することとする。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター」の活用や計画策定に当たって地域住民等から意見を聴取
- ・ 関東森林管理局のホームページ等を活用した情報発信の充実

#### ④ 政策課題への対応

災害からの流域保全、地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の計画的・安定的な供給、民有林との連携強化等、地域から求められる国有林野への期待に応じていくため、次のとおり当計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
公益重視 の管理経 営の一層 の推進	<p><b>【生物多様性の保全】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 君ヶ浜周辺の海岸林については、クロマツと広葉樹を組み合わせた針広混交林化により、生物多様性の適切な保全を図る。</li> </ul> <p><b>【森林病虫害対策及び鳥獣被害防止対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松くい虫による松枯れ被害対策とまん延防止対策を実施。</li> <li>・ 森林の巡視を強化し、野生鳥獣等の被害箇所の早期発見に努め、初期段階で適切な対策を講ずる。</li> </ul> <p><b>【地域の安全・安心を確保する治山対策の展開】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人家等の保全対象に近接し、山地災害の危険がある箇所及び台風等により被害を受けた森林等について、保安林整備等を計画し、着実に実施する。</li> </ul>
地域の森 林・林業 の再生に 向けた貢 献	<p><b>【低コスト施業の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 造林、保育の低コスト化や生産性向上の推進や、林業労働力不足へ対応する観点から、低密度植栽、雑草木の生育状況に応じた下刈回数 の低減、コンテナ苗及びエリートツリー等から生産した優良種苗の導 入を推進する。</li> <li>・ 再造林に当たっては、伐採、地ごしらえ、造林等の作業を一連の工 程で行う一貫作業システムを推進する。</li> <li>・ 低コスト・省力化施業実施後の検証を行うとともに、得られた知見 及び手法について民有林関係者等へ普及を図るため現地検討会等を開 催する。</li> </ul> <p><b>【社会経済情勢を踏まえた森林施業等の取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林経営管理制度の定着に向け、伐採等を林業経営体に委託する場 合、意欲と能力のある林業経営体に受注機会の拡大を図るとともに、技 術力の向上等のための各種現地検討会等を通じて、その育成に努める。</li> <li>・ 地上型レーザースキャナ・ドローン等を活用したICT（情報通信</li> </ul>

	技術)を、林況把握等の森林調査や災害発生時の迅速な状況把握などに積極的に利用し、各種業務の省力化に取り組む。
国民の森林としての管理経営	<p>【国民参加の森林づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「多様な活動の森」等において、必要な助言や技術指導等の支援を継続的に実施し、国民が自主的に行う森林整備活動を促進する。</li> <li>また、活動記録などを森林管理署ホームページ等で公表し、広報活動を強化する。</li> </ul>

## (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

### ① 機能類型毎の管理経営の方向

森林に対する国民の要請が、国土保全や水源の涵養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等多様化していることを踏まえ、当計画区の特色を活かした林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画との整合性に留意し、国有林野を国土の保全や気象害の防備を重視する「山地災害防止タイプ」に区分し、次のような管理経営を行うこととする。国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型区分との関係については、表－1のとおりである。

なお、機能類型ごとの機能の発揮との整合性を図りつつ、針葉樹林、広葉樹林及び針広混交林の林相の維持・改良等に必要な施業のほか、齢級構成の平準化を図るために実施する主伐と再生林については、公益的機能の発揮に支障を及ぼさない範囲で計画的に実施することとし、これらの施業を行った結果、得られる木材については計画的・安定的に供給することとする。さらに、再生可能エネルギーとしての木質バイオマス利用が拡大している状況を踏まえ、地域のニーズに応じた木材の供給にも配慮することとする。

森林性猛禽類の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、全ての機能類型において、関係者の協力を得るなどにより、クマタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、専門家等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、希少野生生物の生育・生息が確認されている地域で森林施業等を予定する場合は、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等との調整に関する検討委員会」に諮るなど、森林施業等を行う場合の留意点等について専門家の立場からの意見を聴取し、その意見を踏まえて対応することとする。

表－1 機能類型区分と公益的機能別施業森林の関係について

地域管理経営計画における機能類型区分		国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林</li> <li>・ 水源涵養機能維持増進森林</li> </ul>
	気象害防備エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林</li> <li>・ 快適環境形成機能維持増進森林</li> <li>・ 水源涵養機能維持増進森林（立地条件により除外する場合もある）</li> </ul>
自然維持タイプ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健文化機能維持増進森林</li> <li>・ 水源涵養機能維持増進森林</li> <li>・ 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある）</li> </ul>
森林空間利用タイプ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健文化機能維持増進森林</li> <li>・ 水源涵養機能維持増進森林</li> <li>・ 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある）</li> </ul>
快適環境形成タイプ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 快適環境形成機能維持増進森林</li> <li>・ 水源涵養機能維持増進森林（立地条件により除外する場合もある）</li> </ul>
水源涵養タイプ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水源涵養機能維持増進森林（分収林については、契約に基づく取扱いを行う）</li> </ul>

表－1 に用いた略称	正式名称
水源涵養機能維持増進森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林	土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健文化機能維持増進森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能維持増進森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

## ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

「山地災害防止タイプ」については、山地災害による人命、施設等への被害や気象害による環境の悪化に対する防備機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林へ導くための施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図ることとし、次のとおり、土砂流出・崩壊防備エリア又は気象害防備エリアに区分して取り扱うこととする。

なお、管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

### (ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアについては、保全対象や当該区域の森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林等に誘導することとし、その機能を維持するために必要な管理経営を行うものであるが、当計画区に該当する国有林野はない。

### (イ) 気象害防備エリア

気象害防備エリアについては、風害、飛砂、潮害等の気象害を防備するため、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の高い森林等に誘導し、その機能を維持するために必要な管理経営を行うこととする。



## ② 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、東部の銚子地域と中央部の千葉地域、南部の長柄地域の3地域に大別される。(図-5参照)

それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

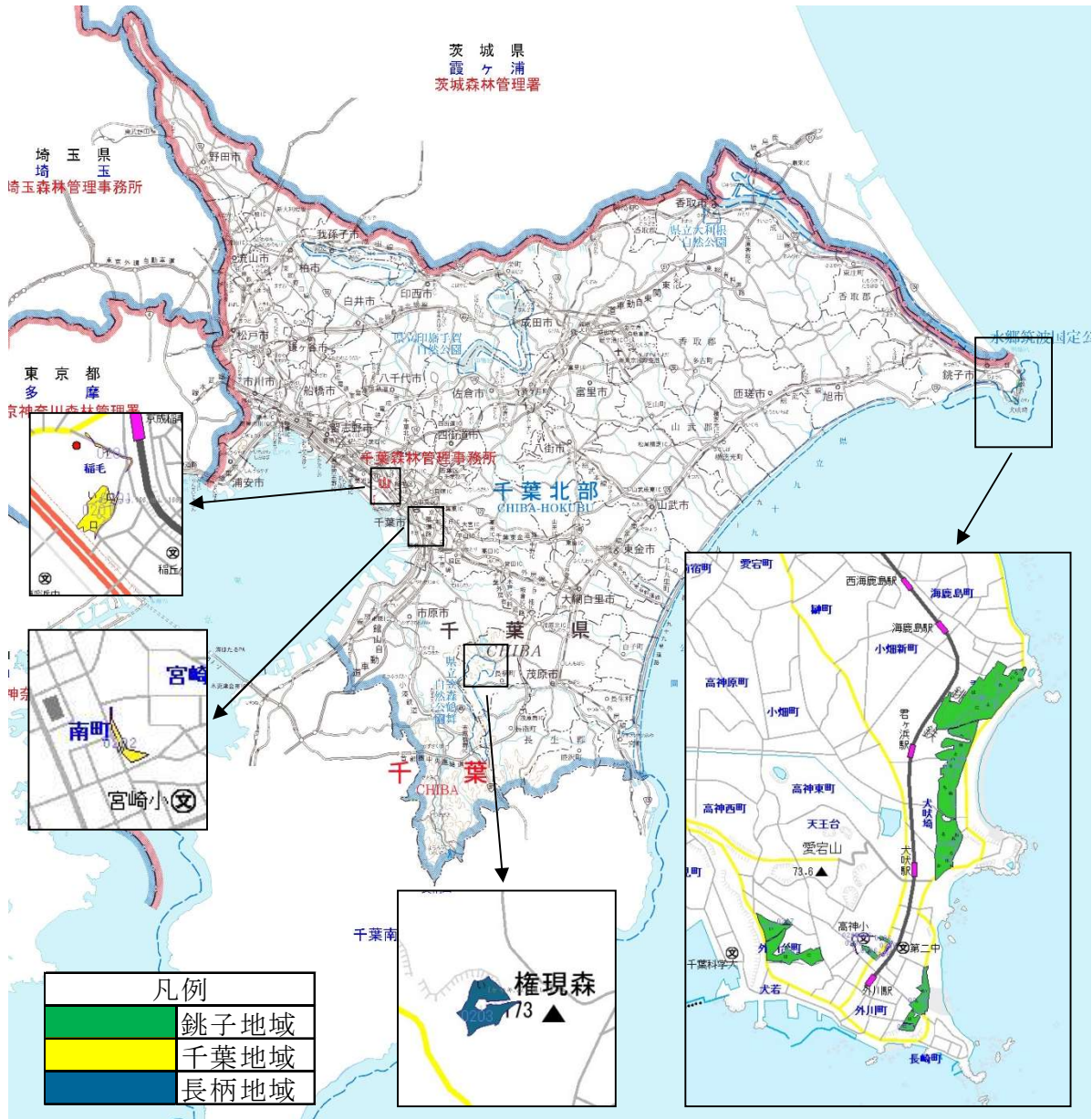


図-5 千葉県北部森林計画区の地域別図

### ア 銚子地域 (204~208 林班)

当地域は、東部の犬吠埼に近接する君ヶ浜周辺に位置し、茨城県境を利根川が太平洋へ注いでいる。

クロマツを主体とした海岸防災林が造成され、その大半が潮害防備保安林に指定されていることから、「山地災害防止タイプ」(気象害防備)に区分し、潮害防備機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

## イ 千葉地域（201，202 林班）

当地域は、千葉市内の住宅地の一面に位置し、東京湾から吹き込む海風の影響を減衰するために防風保安林に指定されていることから、「山地災害防止タイプ」（気象害防備）に区分し、防風機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

なお、千葉市中央区宮崎町に所在する国有林は不要存置林野であり、機能類型を設定していない。

## ウ 長柄地域（203 林班）

当地域は、長生郡長柄町六地蔵の<sup>ごんげんもり</sup>権現森に位置し、南斜面にはタブノキやスダジイが生育する常緑広葉樹林、北斜面にはケヤキやムクノキなどが生育する落葉広葉樹林で構成された多様な植生が見られる天然林である。この地域の国有林野は不要存置林野あり、機能類型を設定していない。

### （3）森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ、地方公共団体など関係機関と連携を図りながら、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

特に、民有林においては、平成 31 年に森林経営管理制度が導入されたため、国有林としてもこの制度が円滑に機能するよう積極的に取り組むこととする。

具体的には、流域の課題や地域ニーズの的確な把握に努めつつ、次に掲げる事項について、重点的に取り組むこととする。

#### ① 先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証と普及

民有林への普及を念頭に、林業の低コスト化に向けた技術開発を関係機関との連携の下、より一層推進することとする。

#### ② 林業経営体の育成

林業経営体が年間を通じ安定的・効率的に事業を実施することができるよう、伐採から造林までの作業を連続して行う一貫作業システムや、複数作業の組合せ発注を推進するとともに、複数年契約の拡大を図ることとする。

また、森林経営管理制度の定着に向け、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合には、こうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮することとする。

さらに、林業経営体の技術力の向上、施業の低コスト化に向け、各種の現地検討会を積極的に開催するとともに、発注見通しの早期公表、事業説明会の開催などの情報提供に努めることとし、併せて労働災害の未然防止に関する取組を推進するこ

ととする。

加えて、「緑の雇用」事業において実施する研修等のフィールドとして国有林野を積極的に提供することとする。

### ③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

当該計画区の国有林は面積が僅少で、またその大部分において潮害防備保安林としての機能を優先させる必要があり、大規模な施業の実施にそぐわないため、森林共同施業団地等の設定の取組は予定していない。

### ④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援

これまで国有林野事業においては、市町村行政の支援等のため、森林総合監理士（フォレスター）等を系統的に育成してきたところであり、引き続き、必要な技術者の育成に取り組む。あわせて、森林経営管理制度の構築を踏まえ、公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、引き続き、県と連携して市町村の森林・林業行政に対する技術支援に積極的に取り組むこととする。

また、大学や林業大学校等関係機関と連携した取組に努めるとともに国有林野の多様なフィールドの提供等を通じて民有林の人材育成を支援することとする。

## （４）主要事業の実施に関する事項

今期計画期間における伐採、更新、保育及び林道等の開設・改良に関する計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業体に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により民間事業体の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

### ① 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>)

主 伐	間 伐	臨時伐採量	計
—	—	1,000	1,000

### ② 更新総量

該当なし。

### ③ 保育総量

該当なし。

#### ④ 林道等の開設及び改良の総量

該当なし。

## 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

### (1) 巡視に関する事項

#### ① 林野火災防止等の森林保全管理

当計画区は、年間を通じて入林者が多いことから、林野火災や廃棄物等の不法投棄の未然防止や早期発見が必要である。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全すべく、国有林野保護監視員、地方公共団体、地元の消防団及び住民等と連携を密にして、森林の巡視を行い、林野火災の防止、希少な動植物の保護等、適切な森林の保全・管理に努めることとする。

#### ② 境界の保全管理

当計画区の国有林野の境界は、住宅地は耕作地に近い境界が主体であるため、主に人為的活動から境界標識が亡失するおそれがある。このため、今後とも巡検等に努めるなど、境界の適切な保全・管理を実施することとする。

#### ③ 入林マナーの普及・啓発

当計画区の国有林は、海辺や景勝地に近接し、散策経路の一つとして利用され、入込者も通年あることから、ごみの投げ捨て等が問題となっている。

また、廃棄物等の不法投棄が後を絶たず、これらの未然防止や早期発見が必要である。このため、地元地方公共団体、観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。

### (2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

銚子市君ヶ浜周辺のクロマツ林では、松くい虫被害が継続している。このため、松くい虫被害対策については、民有林との連携を図りつつ、薬剤の予防散布を行うとともに、被害木は伐倒駆除により処理することとするが、薬剤の予防散布に当たっては、住宅地の近隣及び鳥獣保護区以内であることを考慮し、必要最小限にとどめることとする。

カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、当計画区における被害は見られないものの、鴨川市（千葉南部森林計画区）においてマテバシイの枯損被害が確認されていることから、地元地方公共団体との情報共有を行い早期発見に努めるとともに、被害が確認された場合は民有林と連携した防除対策を講ずることとする。

### (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

#### ① 保護林

該当なし。

#### ② 緑の回廊

設定なし。

### (4) その他必要な事項

#### ① 野生動物等による被害に関する事項

当計画区の国有林野においては、ニホンジカ等による被害は確認されていないものの、千葉南部地域からの生息域の拡大が懸念されるため、森林の巡視を強化し、侵入個体の分布状況の把握に努め、被害の初期段階で適切な対策を講ずることとする。

また、被害が確認された場合は、地方公共団体など関係機関と被害の分布状況や捕獲等の情報を共有し、捕獲、防護柵の設置等による効果的な被害対策に努めることとする。

なお、防護柵等の設置に当たっては設置コストの抑制に努めることとする。

#### ② 希少猛禽類の生息に関する事項

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）において指定されている森林性猛禽類の生息には、餌動物の生息環境も含め、採餌・営巣環境が大きく影響するため、森林の整備を適切に実施することとする。

#### ③ その他

希少種の保護や移入種の侵入防止の取組については、地元地方公共団体など関係機関、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら行うこととする。

## 3 林産物の供給に関する事項

### (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

特になし。

### (2) その他必要な事項

特になし。

## 4 国有林野の活用に関する事項

### (1) 国有林野の活用の推進方針

当計画区の銚子市君ヶ浜周辺のクロマツ林等は、保健保安林、水郷筑波国定公園、犬吠埼風致地区に指定され、岩礁と砂浜が融合した優れた海岸景観を望める観光資源であるとともに、散策等による保健休養の場として多くの人々に利用されている。これらの自然環境を活用した観光産業は地域の産業・経済において重要な役割を果たしていることに加え、政府一丸、官民挙げて観光先進立国の実現に向けた取組が行われていることを踏まえ、国有林としてもこれらの取組に協力する立場で、国有林野の優れた森林景観を観光資源として活用する取組を推進することとする。

また、自然とのふれあい、教育、文化、保健休養などの場として、国有林野に対する多様な要望に応じていくこととし、国民が気軽に森林や自然と触れ合う拠点として地元地方公共団体等と連携して安全性の高い施設や森林の整備を推進し、各種情報手段を活用して情報提供に努めることとする。

さらに、農林業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上に資するため、道路、水道施設、電気事業施設等の公共・公益事業に対して適切に伝えていくこととする。

なお、国有林野の活用に当たっては、国土の保全、自然環境の保全等公益的機能との調和を図ることとする。

### (2) 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 建物、水路等一貸付け等
- ② ボランティア活動、森林環境教育の場一協定等
- ③ レクリエーション利用一使用許可等
- ④ 公園、道路、水道施設、電気事業施設等の公共用・公益事業施設、地域産業の振興一貸付け、売払い等

### (3) その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、各種法令等を遵守しつつ、当該地域の地方公共団体等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等と必要な調整を図ることとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売払情報公開窓口及びインターネットによる情報の提供と、需要の掘り起こしに努めることとする。

## 5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

### (1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する私有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分行われていないものが見られ、その位置関係により、当該私有林における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合がある。

このため、国において国有林と私有林とを一体的に整備・保全し、民国双方の公益的機能の維持増進を図ることを目的とした、公益的機能維持増進協定制度を積極的に活用して、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設と、これらの路網を活用した間伐等の施業等を私有林と一体的に実施する取組を推進することとする。

## 6 国民の参加による森林の整備に関する事項

### (1) 国民参加の森林づくりに関する事項

自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術支援、情報の提供などを行う、国民参加の森林づくり制度を活用して、国民の森林へのふれあいの場の提供に努めることとする。

当計画区においては、「多様な活動の森」を設定している。

今後、新たに国有林野をフィールドとする活動の要望があった場合は、積極的に応えていくこととする。

#### ① 多様な活動の森

「多様な活動の森」は、森林パトロール、歩道の草刈り、美化活動などの森林の保全活動を行いたいという民間団体などの要請に応えるため、森林保全活動を行う場として国有林野を提供するものである。

当計画区では、銚子ジオパーク推進協議会が「銚子ジオパークの森」として、森林レクリエーションや森林ボランティア、森林環境教育等を通じて、多くの市民が樹木にふれあう活動に取り組んでいることから、引き続き活動の場として提供するとともに各種情報の提供を行うなど、これら活動の支援を行うこととする。

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)
銚子ジオパークの森	29.49	204 い～そ (林地外面積(0.59ha)を含まない)

### (2) 分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力していこうとする国民や法人等の要求に応えるため、

分収林制度を通じて国民参加の森林づくりを推進することとする。

また、森林整備を通じて社会貢献活動を行おうとする企業等に、国有林野をフィールドとして提供し、企業等の費用負担で森林の造成・育成を行っていただく「法人の森林」の仕組みを活用し、そうした企業等を支援していくこととする。

### (3) その他必要な事項

学校、地方公共団体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、森林環境教育を推進することとする。

また、児童・生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導など、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組を推進することとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化を図ることとする。

## 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

#### ① 林業技術の開発

特になし。

#### ② 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発・改良された林業技術については、国有林野内での活用を図るとともに、各種試験地等の展示などを通じて民有林関係者等への普及を図り、林業経営の効率化に貢献することとする。

さらに、森林管理事務所において、木と緑に関する国民からの問合せに応じることとする。

### (2) 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、国有林野内の未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、地方公共団体等からの相談受付体制の充実、地方公共団体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の供給、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポート等、国有林野の諸活動を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。